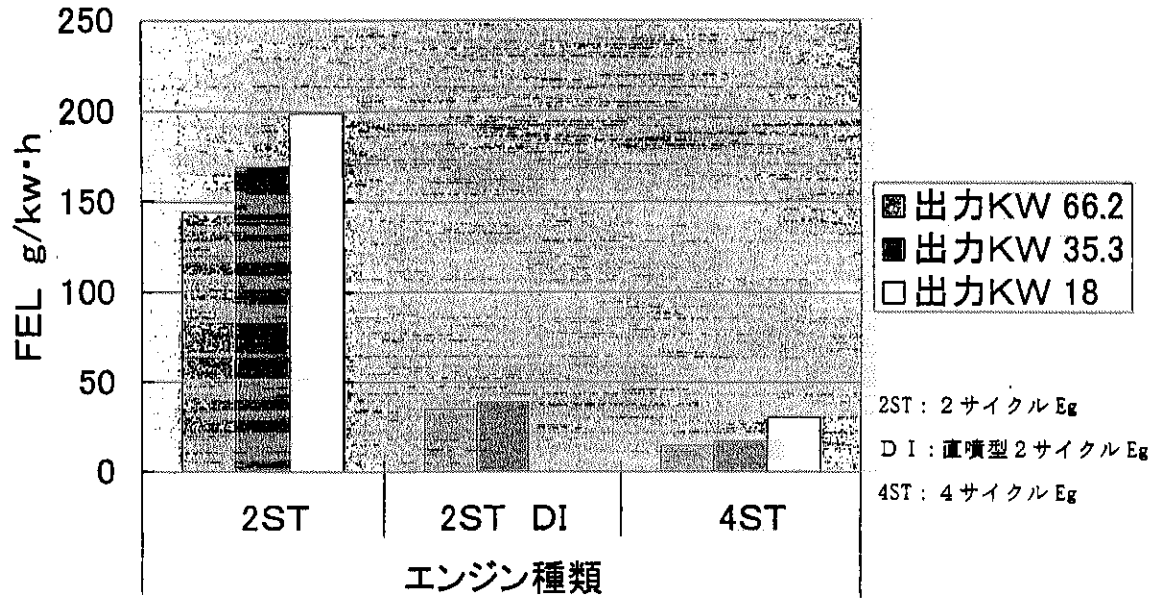


資料7-7 エンジンの種類とFEL値

【エンジンの種類とFEL値 (g/kw・h)】



※出典：(社)日本舟艇工業会 資料 No. P307-9-2-1 H13.9 より

資料 7-8 リリースに関する意見

リリース禁止

- バスは、旺盛な食欲と強い繁殖力を持っており、エビや小魚を始め、水生昆虫、ザリガニ、カエル、トンボ、野鳥の雛まで食用とし、在来生物に大きな影響を与えている。
- 琵琶湖は世界で有数の古代湖であり、50種を超える固有種が生息する貴重な生態系を有しているため、保全の観点からも容易にブラックバスの琵琶湖での存在を容認すべきではない。
- 漁業の観点では、ホンモロコ、ニゴロブナといった主要水産魚種が減少し、死活問題とされている。
- リリース禁止はブラックバスの総量削減には有効な手段と考えられる。
- リリースは、釣り対象魚の保護の観点から行うという主張があるが、琵琶湖においてブラックバスの存在を否定するのであれば、この主張は通用しない。
- ブラックバスが、自然分布域ではない日本においては、バスは日本原産の生物を脅かす存在である。
- 動物愛護の立場から見れば、生物をもてあそぶ行為である。
- 現状を容認することは、新たな外来魚の導入に道を開くことになる。
- 外来魚の生態についての客観的な調査研究が必要である。
- 在来種保護の観点から、バス釣りをする人の中にもリリース禁止に共感する人が増えてきている。

リリース容認

- 釣りにおける「キャッチ&リリース」というマナーは、釣りを自然環境の中で魚とのかけひきを通じ、自然と対話し余暇を楽しむ健全なスポーツとして普及させるのに役立ってきた。
- 特に、食の目的よりもスポーツとして発展してきたため、釣魚は自然を保護するためだけでなく、スポーツマインドとしてリリースすることがマナーとされ、利用者に深く浸透している。ブラックバスのリリース禁止は、釣り人の間に芽生えた「生命の尊さ」や「環境・資源の大切さ」を実感する教育効果まで否定することになり、生命の軽視につながるほか、スポーツマインドを大切にす釣り人を排斥する恐れがある。
- ルアーフィッシングは青少年の間に広く普及しており、内水面遊漁者の概ね1/3がルアー愛好者といわれている。リリースは既にこれらの人々にマナーとして定着しており、青少年の凶悪犯罪が激増する中で「生命の尊さを実感する重要な行為」と位置付けられている。
- バスフィッシング（リリースルールも含めた）自体が一つの大きなスポーツ・レジャーの категорияとして広く認知されており、関連する業（貸し船業、釣り具販売業）も琵琶湖周辺で既に営まれている。
- ブラックバスは、琵琶湖では減少してきている。問題はブルーギルであり、そちらの対策の方が急務である。
- リリース禁止とした場合、釣った魚の有効利用法が問題となる。
- 仮にリリース禁止という措置を講じても実効性の確保は難しく、また、琵琶湖で釣り上げたブラックバスの処置に困り、他の河川、溪流に再放流される可能性も否定できない。

資料 7-9 (1) 他府県におけるリリース禁止の事例

●新潟県【ブラックバス・ブルーギルのリリース禁止：新潟県水産試験場HPより】

強い魚食性と繁殖力を持っているブラックバス類(オオクチバス・コクチバス)・ブルーギルは外的がない日本では生態系に大きな影響を与えるため、県の規則によって移植が禁止されています。

しかし違法な放流が行われた結果、現在、オオクチバスは県内の多くの河川や湖沼で生息が確認されており、生態系への影響が懸念されます。このため、県内の河川・湖沼において、ブラックバス類・ブルーギルの再訪流(リリース)を禁止しました。

これは新潟県内水面漁場管理委員会から出された次のような指示によるものです。

釣り上げた方は、持ち帰るか、お近くの内水面漁業協同組合または監視員までお届けください。

新潟県内水面漁場管理委員会指示第1号(平成11年12月28日)

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり指示する。(新潟県内水面漁場管理委員会 会長 本間義治)

次に掲げる水産動物は、採捕した河川湖沼及びこれと連続する水域に放してはならない。

ただし、公的機関が試験研究に供する場合はこの限りではない。

- (1) ブラックバス(オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚をいう。)
- (2) ブルーギル

●埼玉県【コクチバスのリリースおよび生体での持ち出し禁止：埼玉県農林部農芸畜産課HPより】

埼玉県内水面漁場管理委員会指示〔荒川・入間川・越辺川・有間川〕

河川の漁業資源及び生態系を守るために、埼玉県内水面漁場管理委員会の指示により、コクチバスのリリース及び生体の持ち出しが制限されました。

なお、オオクチバス、コクチバス、ブルーギルの移植については、埼玉県漁業調整規則第31条において禁止されています。

コクチバスは、河川の流水域や冷水域でも生息できるため、河川上流域のヤマメやイワナ、さらには中流域のアニなどにも影響が出ると考えられます。埼玉県には、秩父地域を始めとする自然豊かな水域が残されています。これらの埼玉県本来の漁業資源や自然を守るため、委員会指示が出された。

●荒川、入間川及び越辺川における内水面漁場管理委員会指示

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規程により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり指示する。

平成12年10月10日 埼玉県内水面漁場管理委員会会長

1 指示内容

コクチバスを採捕した者は、採捕した河川及びその連続する水域にこれを再び放し、又は生かしたままその水域から持ち出してはならない。ただし、公的機関が試験研究に供する場合は、この限りでない。

2 対象区域：荒川、入間川及び越辺川

3 期 間：平成12年10月10日から平成14年3月31日まで

●有間川における内水面漁場管理委員会指示

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第2号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規程により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり指示する。

平成13年4月27日 埼玉県内水面漁場管理委員会会長

1 指示内容

コクチバスを採捕した者は、採捕した河川及びその連続する水域にこれを再び放し、又は生かしたままその水域から持ち出してはならない。ただし、公的機関が試験研究に供する場合は、この限りでない。

2 対象区域：有間川

3 期 間：平成13年4月27日から平成14年3月31日まで

**岩手県**

**【外来魚の再放流と生体の持ち出し禁止：岩手県ブラックバス等外来魚対策協議会パンフレットより】**

平成 13 年 3 月から漁業権漁場内で釣った外来魚は、リリース（再放流）と生きたままでの持ち出しが「岩手県内水面漁場管理委員会指示」によって禁止されています。

これに反し、知事の命令に従わない場合は罰せられます。  
 なお、これらの行為については、警察への通報は不要です。  
 対象外来魚：オオクチバス、コクチバス、ブルーギル

<広報パンフレット>



平成13年3月から「リリース等禁止」です。

平成13年3月から漁業権漁場内で釣った外来魚は、リリース（再放流）と生きたままでの持ち出しが「岩手県内水面漁場管理委員会指示」によって禁止されています。これに反し、知事の命令に従わない場合は罰せられます。

対象：オオクチバス、コクチバス、ブルーギル

この行為は警察への通報は不要です。

釣った外来魚は生きたまま持ち出し、また、釣った外来魚をまたぎのりして釣った魚をリリースしてはなりません。

～ブラックバスの特徴～

- ・もともと湖沼に生息する魚で、成長が速く、繁殖力が強いので増えやすい。
- ・生息域が広く、逃げが速い。

岩手県ブラックバス等外来魚対策協議会  
 〒980-0848 岩手県盛岡市盛岡1-1-1  
 TEL: 019-887-3111

**河口湖**

**【スモールマウスバスのリリース及び生体の持ち出し禁止：河口湖漁業協同組合HPより】**

スモールマウスバスについて、山梨県、山梨県内水面漁場管理委員会、山梨県漁業協同組合連合会よりお願い。山梨県内でのスモールマウスバスのリリース及び生体の持ち出しが禁止になりました。スモールマウスバスを釣り上げた方は、リリースせずにお近くの釣り券販売所または漁協までお届けください。本水域のスモールマウスバスは、違法に放流されたものです。県及び漁協では、駆除により対処する方針です。

●規制の内容

「本県内においてスモールマウスバスを採捕した者は、採捕した河川湖沼にこれを再び放し、若くは生かしたままその水域から持ち出してはならない。」（山梨県内水面漁場管理委員会指示第7-1号）

釣り上げたスモールマウスバスのリリース、及び釣り上げた場所からの生きた個体の持ち帰りや他の場所への放流を禁止するものです。

●規制の理由

スモールマウスバスは山梨県漁業調整規則に違反して県内の現在の生物相（生態系）に与える影響を考慮せずに無秩序に放流されたものであり、このまま放置すると河川湖沼の魚類に重大な影響を及ぼす恐れがあるため。

7

1

## 資料 7-10(1) 外来種（移入種）に関する資料

### ■ 生物の多様性に関する条約

平成五・一二・二一

条約九

#### 前文

締約国は、生物の多様性が有する内在的な価値並びに生物の多様性及びその構成要素が有する生態学上、遺伝上、社会上、経済上、科学上、教育上、文化上、レクリエーション上及び芸術上の価値を意識し、生物の多様性が進化及び生物圏における生命保持の機構の維持のため重要であることを意識し、生物の多様性の保全が人類の共通の関心事であることを確認し、諸国が自国の生物資源について主権的権利を有することを再確認し、諸国が、自国の生物の多様性の保全及び自国の生物資源の持続可能な利用について責任を有することを再確認し、生物の多様性がある種の人間活動によって著しく減少していることを懸念し、生物の多様性に関する情報及び知見が一般的に不足していること並びに適当な措置を計画し及び実施するための基本的な知識を与える科学的、技術的及び制度的能力を緊急に開発する必要があることを認識し、生物の多様性の著しい減少又は喪失の根本原因を予想し、防止し及び取り除くことが不可欠であることに留意し、生物の多様性の著しい減少又は喪失のおそれがある場合には、科学的な確実性が十分でないことをもって、そのようなおそれを回避し又は最小にするための措置をとることを延期する理由とすべきではないことに留意し、更に、生物の多様性の保全のための基本的な要件は、生態系及び自然の生息地の生息域内保全並びに存続可能な種の個体群の自然の生息環境における維持及び回復であることに留意し、更に、生息域外における措置も重要な役割を果たすこと及びこの措置は原産国においてとることが望ましいことに留意し、伝統的な生活様式を有する多くの原住民の社会及び地域社会が生物資源に緊密にかつ伝統的に依存していること並びに生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に関して伝統的な知識、工夫及び慣行の利用がもたらす利益を公平に配分することが望ましいことを認識し、生物の多様性の保全及び持続可能な利用において女子が不可欠の役割を果たすことを認識し、また、生物の多様性の保全のための政策の決定及び実施のすべての段階における女子の完全な参加が必要であることを確認し、生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用のため、国家、政府間機関及び民間部門の間の国際的、地域的及び世界的な協力が重要であること並びにそのような協力の促進が必要であることを強調し、新規のかつ追加的な資金の供与及び関連のある技術の取得の適当な機会の提供が生物の多様性の喪失に取り組むための世界の能力を實質的に高めることが期待できることを確認し、更に、開発途上国のニーズに対応するため、新規のかつ追加的な資金の供与及び関連のある技術の取得の適当な機会の提供を含む特別な措置が必要であることを確認し、この点に関して後開発途上国及び島嶼（しょ）国の特別な事情に留意し、生物の多様性を保全するため多額の投資が必要であること並びに当該投資から広範な環境上、経済上及び社会上の利益が期待されることを確認し、経済及び社会の開発並びに貧困の撲滅が開発途上国にとって最優先の事項であることを認識し、生物の多様性の保全及び持続可能な利用が食糧、保健その他増加する世界の人口の必要を満たすために決定的に重要であること、並びにこの目的のために遺伝資源及び技術の取得の機会の提供及びそれらの配分が不可欠であることを認識し、生物の多様性の保全及び持続可能な利用が、究極的に、諸国間の友好関係を強化し、人類の平和に貢献することに留意し、生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用のための既存の国際的な制度を強化し及び補完することを希望し、現在及び将来の世代のため生物の多様性を保全し及び持続可能であるように利用することを決意して、次のとおり協定した。

## 資料 7-10(2) 外来種（移入種）に関する資料

### ■ 第八条 生息域内保全

(h) 生態系、生息地若しくは種を脅かす外来種の導入を防止し又はそのような外来種を制御し若しくは撲滅すること。

## ■ 生物多様性国家戦略(抜粋)

### 第5節 移入種による影響対策

#### 1 基本的考え方

国外あるいは地域外からの移入種については、在来の近縁な種との交雑の進行、同種の在来個体群との交雑による遺伝的汚染、他の種の捕食や生息場の占奪等による在来種の圧迫等による生態系の攪乱のおそれがあり、生物多様性を損なう場合があることから、移入の防止、移入種の駆除等の対応が必要である。特に他の地域と隔絶され、固有の生物相を有する島嶼等では、外来種・移入種が在来の生物相と生態系を大きく変化させるおそれが高い。また、国内の農林水産業に支障を与えることのないよう、農作物、家畜等に悪影響を及ぼす動植物種等の侵入を適切に規制することが必要である。

#### 2 狩猟制度による移入種対策

野生鳥獣の移入種については、1994年の狩猟鳥獣の種類の變更に際して3種の外来種を狩猟鳥獣としての追加し、狩猟により生息数を減少させるよう措置しているほか、有害鳥獣駆除による捕獲許可の運用により対応している。

今後は、野生鳥獣の移入種の生息実態、生態系に与える影響等についての調査研究を進め、狩猟鳥獣への追加、有害鳥獣駆除制度の効果的な運用を行うことにより、移入種のコントロールを行う。

#### 3 保護増殖事業等における移入種対策

「種の保存法」で指定する「国内希少野生動植物種」の生息に影響を及ぼしている移入種については、「保護増殖事業計画」の一環として捕獲駆除や分布拡大防止対策を実施している。

今後は、国内希少野生動植物種の生息実態を調査する中で、生息に影響を及ぼしている移入種について、必要に応じて駆除等を実施することとする。

また、特に他の地域と隔絶され、固有の生物相を有する島嶼等では、外来種・移入種が在来の生物相と生態系を大きく変化させるおそれが高く、影響が生じている場合には、緊急にその影響防止のための事業を実施する。

#### 4 保護地域等における規制方策

生態系の保全、生物多様性の確保のために移入種の積極的な排除が必要な地域地区については、効果的な規制方策の検討を行う。

また、固有な生物相を有する特に重要な地域地区については、移入種の持ち込みを規制する方策の検討を行う。

#### 5 移入種に係る調査研究

国内における移入種の分布、生態等の実態を把握するとともに、外来種の輸入に際して、種の移入が与える影響に関する調査検討及び移入後の管理方法について検討する必要がある。

#### 6 移入種に係る普及啓発

ペットや観賞用として持ち込まれる外国産の動植物の野生化を防止するため、愛好者や業者等に対し種の保存の観点から適切な飼養、管理の徹底についての普及啓発を進める。また、国内でも他地域からの昆虫類等の小動物の移入は、地域の在来種が保持してきた遺伝的特性を交雑により消失させるおそれがある。このため、在来種の遺伝的多様性の保護について国民の理解を深めるための普及啓発を進める。

#### 7 農林漁業関連の移入種の規制

農作物に対して有害な動植物種については、「植物防疫法」に基づく植物検疫制度により国内への侵入を防止し、侵入したものについては、蔓延防止のための撲滅駆除事業を行っている。

また、動物については、「家畜伝染病予防法」に基づき、家畜の伝染性疫病の国内への侵入を防止するための動物検疫及び国内に侵入した家畜の伝染性疫病を撲滅するための家畜伝染病予防事業を実施している。

さらに、林業種苗の輸入に関しては、「林業種苗法」により、国内林業に著しい悪影響を生じ、又は生ずるおそれのある劣悪な種苗は、輸入を規制することができることになっている。

一方、水産動物については、外来種による在来種への影響を考慮しつつ、外来種の養殖への導入等の需要にも対応していく必要が生じている。外国産種苗の国内移入については、その実態の把握に努めており、さらに、今後の外国産種苗の利用の拡大の可能性に備え、養殖対象となる外国産種の特性の評価や養殖を行う際の逸散防止技術の開発を進めていくこととしている。

また、近年、オオクチバスやブルーギル等の肉食性の外来魚の生息及び近縁の種との交雑が全国各地の河川、湖沼で広く確認されており、在来種への影響や漁業や遊漁への悪影響が懸念されている。このような状況に対し、必要に応じて各県の内水面漁業調整規則に基づき規制を行っている。今後も、地域ごとに生物環境や産業に悪影響を及ぼす可能性のある外来魚について、移入規制措置や外来魚の資源量を適正レベルに抑制する措置等への取組を講じていくこととしている。

外来種：予防、導入、影響緩和のための中間的原則指針

（生物多様性条約第 5 回締約国会議文書  
：UNEP/CBD/5/3 一部抜粋 環境庁仮訳）

<用語の定義>

- ・ alien, alien species . . . 通常の分布域外に出現している種（外来種）
- ・ alien invasive species . . . 外来種のうち生態系、生息域、種に危害を与えるもの（侵入種）

A 総論

原則 1 予防的アプローチ

外来種の生物多様性への影響が予測不可能だとすれば、意図的導入に関する決定と同様に非意図的導入の発見と予防は、予防的アプローチに基づくべきである。潜在的に侵入種あるいは潜在的な経路によってもたらされる環境上の、社会的、経済的なリスクに関する科学的確実性の不足は、潜在的な侵入種の導入に対して予防措置をとらない理由として使われるべきではなく、侵入の長期的な影響に関する確実性の不足は、撲滅、封じ込め、制御措置を先延ばしする理由として使われるべきでない。

原則 2 3 段階のアプローチ

一般的に、予防は、侵入種の導入後に取られる措置よりもはるかに費用対効果が高く、環境的にも望ましい。侵入種の侵入を（国家間、国内双方において）予防することに優先順位を置くべきである。すでに侵入が生じている場合には、外来種の定着と拡散を防止する行動に着手すべきである。できるだけ初期の段階での撲滅が好ましい方法である（原則13）。撲滅の実現が不可能あるいはその費用対効果が低い場合には、封じ込め（原則14）と長期的制御措置（原則15）を検討すべきである。（環境面、経済面双方での）利益と損失の検討は長期的にみた上でなされるべきである。

原則 3 エコシステムアプローチ

侵入種に対処する全ての措置は、本条約の関連する条項や締約国会議における決定にそって、エコシステムアプローチに基づくべきである。

原則 4 国の責任

各国は他国に対して侵入種の潜在的な供給源となりうる危険性を認識し、その危険性を最小限にするための適切な行動を取るべきである。本条約の第 3 条および「環境と開発に関するリオ宣言」（1992 年）の原則 2 によれば、各国は自らの管轄あるいは管理下における活動が、他国や国家の管轄範囲を越えた地域の環境汚染をもたらさないよう確保する責任がある。侵入種に関して他国に対し危険となりうる活動には以下の点が含まれる。

- (a) 他国への侵入種の意図的または非意図的な移動（原産国では無害な種も含む）。
- (b) 自国への外来種の意図的または非意図的な導入により、その種がその後（人間による媒介のあるなしにかかわらず）他国に分布を広げ侵略的となる危険性がある場合の自国への導入。

原則 5 調査とモニタリング

問題に対処するための十分な知識の基礎を築くために、各国は侵入種に関する適切な調査、モニタリングに着手すべきである。そこでは、侵入の経緯（原産地、経路、時期）、侵入種の特徴、侵入の生態、関係する生態的、経済的な影響と経過を記述する必要がある。モニタリングは新たな外来種の早期発見において重要である。目標を絞った調査と全般的な調査が必要であり、地域社会の参加によって効果がある。



## 原則6 教育と普及啓発

各国は外来種の導入に伴う危険性に関する教育と普及啓発を促進すべきである。影響緩和措置が必要とされる場合には、地域社会や適切な分野の団体にどのようにしてその措置を支援するかを知らせるために、教育と普及啓発に重点を置いたプログラムを開始すべきである。

## B 防止

### 原則7 国境でのコントロールと検疫措置

1. 各国は以下の点を確実にするために国境でのコントロールと検疫措置を実施すべきである。
  - (a) 意図的な導入は適切な許可を必要とする(原則10)。
  - (b) 外来種の非意図的または無許可の導入は最小限に抑える。
2. これらの施策は外来種とその潜在的な移入経路に関するリスク評価に基づくべきである。既存の適当な政府機関は必要に応じて強化、拡大され、職員はこれらの施策を実施できるように適切な訓練を受けるべきである。早期発見システムと地域の連携は有効であると考えられる。

### 原則8 情報交換

各国は予防、導入、影響緩和措置をする際に利用される、生態系、生息地、種を脅かす外来種の情報を編纂し普及させるために、現在世界侵入種プログラム(GISP)が手21がけているようなデータベースの開発を支援すべきである。データベースは事例のリスト、侵入種の分類、生態学的情報、および可能であれば制御方法の情報を含むべきである。これらの情報は、世界侵入種プログラムによって編纂されているような国内の、地域的な、国際的な指針、手順、勧告と同様に、特にクリアリングハウス・メカニズムを通じて広く普及が促進されるべきである。

### 原則9 能力構築を含む協力

状況次第であるが、国の対応は単に国内だけのこともありうるし、以下のような二国間かそれ以上の国による協力を必要とすることもある。

- (a) 輸出する種が受入国で侵入的になる可能性があることを原産国が知っている場合に、輸出国は輸入国に種の潜在的な侵略性に関する情報をできる限り提供すべきである。特に輸出国が類似した環境を持つ場合には注意が必要である。
- (b) 二国間または多国間で協定を結び、特に有害な侵入種を対象とした特定の外来種の取引を規制するために利用すべきである。
- (c) 各国は、外来種の導入におけるリスク評価に必要な専門的技術や、財政面も含め資源が不足している国に対する能力構築プログラムを支援すべきである。そのような能力構築には技術移転や研修プログラムの開発が含まれる。

## C 種の導入

### 原則10 意図的導入

意図的導入は関係する国家機関からの適切な許可なくして行われるべきでない。環境影響評価を含むリスク評価は、提案された導入を許可するかしないかを決定する前に評価プロセスの一部として実施されるべきである。各国はこの事前評価に基づいて、自国と近隣諸国内で生態系、生息地、種に容認できない損害を与えないと考えられる外来種についてのみ導入を許可すべきである。その導入が損害を与えないことを立証する責任は、導入の提案者に帰されるべきである。さらに、そのような導入により予想される利益は実質的、潜在的な悪影響とそれに関連する費用を大きく上回るべきである。導入の許可には適当な場合、影響緩和計画、モニタリング手続き、封じ込めのための要件といった条件を付すことができる。予防的アプローチは上記の全措置を通じて適用されるべきである。

### 原則11 非意図的導入

1. 全ての国は非意図的導入(または定着して侵略的になった意図的導入)に対処するための適切な規定を持つべきである。そこには、法律や規則による措置と、適切な責任と迅速かつ効果的な行動に必要な資金、人材を有する機関が含まれる。
2. 非意図的導入をもたらす共通の経路を見つけ出す必要があり、そのような導入を最小限にするための適切な規定を持つべきである。非意図的導入の経路にはしばしば漁業、農業、林業、園芸、海運

(プラスチック水の放出を含む)、地上、航空輸送、建設事業、造園、鑑賞魚養殖、観光、野生動物牧場等様々な分野の活動が関わっている。これらの活動に対して環境影響評価を求める法律は、侵入種の非意図的導入に伴うリスク評価も必要とすべきである。

## D 影響緩和

### 原則12 影響緩和

侵入種の定着が発見された場合には、各国はその悪影響を緩和するために撲滅、封じ込め、制御といった段階で措置を講じるべきである。撲滅、封じ込め、制御に使われる技術は費用対効果が高く、環境、人間、農業に対して安全であり、社会的、文化的、倫理的に容認できるものとすべきである。影響緩和措置は予防的アプローチに基づいて、侵入のできるだけ初期の段階で行われるべきである。そのため、潜在的なものも含めた新たな侵入種の導入を早期に発見することは重要であり、迅速に次段階の行動を取りうる能力を伴っている必要がある。

### 原則13 撲滅

実現可能で費用対効果が高い場合には、撲滅は定着した侵入種に対する他の措置よりも優先的に行われるべきである。侵入種を撲滅する最良の機会、個体群が小さく地域的な分布にとどまっている侵入の初期段階である。そのため、危険性の高い侵入地点に焦点を絞った早期発見システムはきわめて有効である。広範な協議を通じて構築される地域社会による支援は、撲滅計画にとって不可欠な要素である。原則14 封じ込め拡散の防止(封じ込め)は、撲滅が適当でなく、侵入種の生息域が限定され明確な境界線の中での封じ込めが可能な場所でのみ適切な対策である。区域外での定期的なモニタリングと新たな突発を防ぐための迅速な行動は不可欠である。

### 原則15 制御

制御措置は、単に侵入種の数減らすというよりも、むしろ生じる被害を減らすことに重点を置くべきである。効果的な制御はしばしば統合された技術の幅に左右される。ほとんどの制御措置は定期的に実施されることが必要であり、その成果をあげ維持するためには継続的な予算と長期間にわたる関与が必要となる。生物的制御は時には継続的な予算も無く、侵入種を長期間抑えることができる場合があるが、必ず既存の国内規則、国際的取り決めおよび上記の原則10 にそって実施されるべきである。

資料7-11 税と使用料について

	税	使用料
趣旨	「社会の一員として暮らしていくうえでの会費」のようなもの	行政財産の使用又は公の施設の利用した際の対価
根拠	地方税法 滋賀県税条例	地方自治法 滋賀県使用料および手数料条例
現 状	<p>次のようなものが賦課されている。</p> <p>普通税            県民税            事業税            地方消費税            不動産取得税            県たばこ税            ゴルフ場利用税            自動車税            鉦区税            狩猟者登録税            固定資産税（特例）</p> <p>目的税            自動車取得税            軽油取引税            入猟税</p> <p>* 法定外の普通税および目的税の設定はない</p> <p>* 例えば、ゴルフ場利用税については、ゴルフ場が、開発許可、道路整備、防災、廃棄物処理などの地方公共団体の行政サービスと密接な関連を有していること、また、ゴルフ場の利用料金は、他のスポーツ施設の利用料金と比較して一般に高額であり、その利用者の支出行為には、十分な担税力が認められることから、地方税として合理的であり、今後とも貴重な税源としてその役割を果たすべき税であります。</p>	<p>次のようなものが設定されている。</p> <p>醒井養鱒場入場料            近江富士花緑公園宿泊休憩施設使用料            芸術劇場びわ湖ホール使用料 など</p> <p>* 手数料の例            入学考査手数料            船舶法に基づく事務手数料 など</p> <p>マリーナ施設使用料については次のとおりである</p> <p>係留施設：一般使用            1隻1日につき 4,580円</p> <p>係留施設：専用使用            1隻1年につき 275,200円            （長さによる加算あり）</p> <p>更衣室            1人1回につき 200円</p> <p>集会室            1時間につき 1,000円</p> <p>船舶用給油施設            給油1リットルにつき 71円</p> <p>船舶用修理施設            1時間につき 1,000円</p> <p>洗艇用施設            1回につき 300円</p> <p>艇置場            1隻1年につき 250,000円            （長さによる加算あり）</p> <p>* マリーナ施設は大津港マリーナのみ</p>
罰則	あり 法第21条 ほか	あり 条例第8条の2

資料7-12 税と使用料の新設について

	税	使用料
新設	都道府県は、別に税目を起こして、普通税（法定外普通税）を、また目的税（法定外目的税）を課することができる。	対象となる行政財産、施設の追加および社会・経済情勢の変化などに応じて見直しを行う。
根拠	地方税法第4条第3項（法定外普通税） 地方税法第4条第6項（法定外目的税）	地方自治法第225条
手続き	<p>滋賀県議会において法定外目的税の条例可決の後に</p> <p>*標準処理期間 おおむね3月</p> <pre> graph TD     A[滋賀県] -- "条例可決後協議" --&gt; B[総務大臣]     B -- "同意または不同意" --&gt; A     B -- "通知" --&gt; C[財務大臣]     C -- "(異議)" --&gt; B     D[地方財政審議会] -- "意見の聴取" --&gt; B     B -- "意見" --&gt; D     </pre>	滋賀県において使用料および手数料条例の改正を行う
留意点	琵琶湖におけるレジャー利用に係る湖岸環境整備などの行政需要、課税対象、課税方法など十分な検討が必要。	<p>使用料徴収の可能性、使用料の価額設定については</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県の行政財産または施設であること</li> <li>・既存の駐車場などの使用料設定との公平性を確保すること (湖岸緑地の駐車場、トイレなどは無料となっている。)</li> <li>・既存のマリーナ施設等との施設内容を考慮すること</li> </ul> <p>など十分な検討が必要。</p>

普通 税	直接税	県民税	個人県民税	県内に住所等のある個人にかかります
			法人県民税	県内に事務所・事業所等のある法人にかかります
			利子等に係る 県民税	県内に所在する金融機関等の営業所から利子等の支 払いを受けるときにかかります
		事業税	個人事業税	事業を営んでいる個人にかかります
			法人事業税	事業を営んでいる法人にかかります
		不動産取得税	土地や家屋等を取得したときにかかります	
		自動車税	自動車を所有する方にかかります	
		鉱区税	鉱業権を有する方にかかります	
		狩猟者登録税	狩猟者の登録を受けるときにかかります	
		県が課する固定資産税	市町村でかかる固定資産税（償却資産）のうち一定 の額を超えるものにかかります	
	間接税	地方消費税	原則としてすべての品物やサービスの売上などにか かります	
		県たばこ税	卸売販売業者等が小売業者に売り渡したたばこの本 数に応じてかかります	
		ゴルフ場利用税	ゴルフ場を利用したときにかかります	
目 的 税	直接税	自動車取得税	自動車を取得したときにかかります	
		入猟税	狩猟者の登録を受けるときにかかります	
	間接税	軽油引取税	軽油の引取りをしたときにかかります	

## \*税金の分類

普通税・・・税収入の使いみちが限定されていない税金をいいます。

目的税・・・税収入の使いみちが限定されている税金をいいます。

直接税・・・税金を負担する人が直接納める税金をいいます。

間接税・・・税金を負担する人が直接納めるのではなく、それ以外の人（経営者等）を経て納める税金をいいます。

## \*根拠法令

地方税法 第4条

滋賀県税条例

資料 7-14 県税の目的税について

	自動車取得税	軽油引取税	入 猟 税
納 税 者 納 税 義 務 者	自動車を取得した人	元売業者・特約業者から軽油を購入した人等	知事に狩猟者の登録を受け る人
税 率	取得した自動車の価格の 5/100 ただし軽自動車・営業用自 動車は 3/100 免税等の措置あり	軽油 1 キロリットルにつき 32,100 円 ガソリンスタンドでディー ゼル車に軽油 50 リットル給 油した場合 1,605 円 免税の措置あり	甲種または乙種の狩猟者の 登録の場合（わな、狩銃など を使用する場合）6,500 円 丙種の狩猟者の登録の場合 （空気銃などを使用する場 合） 2,200 円
直・間別	直接税	間接税	直接税
使用目的	道路の整備のため 具体例 ・新しい道路の建設 ・バイパス道路の整備 ・トンネルの整備 ・橋梁の設置 ・舗装などの保全など		鳥獣の保護のため 具体例 ・鳥獣保護区の制札設置 ・鳥類生息調査の実施 ・観察施設の整備 ・キジの放鳥 ・給餌施設の整備 など
創設理由	市町村に対し道路に関する 費用に充てる財源を交付す るため、および道路に関す る費用に充てるため、自動 車取得を課する	道路に関する費用に充てる ため、および道路法第 7 条 第三項に規定する指定市に 対し道路に関する費用に充 てる財源を交付するため、 軽油引取税を課する	鳥獣の保護および狩猟に関 する行政の実施に要する費 用に充てるため、知事の狩 猟者の登録を受ける者に対し、 入猟税を課する
根 拠	地方税法 第 4 条 第 6 9 9 条	地方税法 第 4 条 第 7 0 0 条	地方税法 第 4 条 第 7 0 0 条の 5 1
納 税 額	10 年度 5,494,845 千円 11 年度 5,410,572 千円 12 年度 5,303,259 千円  収入額の 66.5 パーセントは 市町村に市町村道の延長と 面積に応じて交付	15,853,788 千円 15,800,147 千円 15,554,244 千円	14,084 千円 13,909 千円 13,587 千円

	水上オートバイを含む 5トン未満の小型船舶	5トン以上の小型船舶	自動車
消費税 および 地方消費税	課税対象	課税対象	課税対象
その他の税			地方税法 滋賀県税条例 ○自動車税 (軽自動車税) 自家用であって、総排気量 2000cc の場合(年) 39,500 円 ○自動車取得税 自家用であって、200 万円 の場合(取得時) 100,000 円 自動車重量税法 ○自動車重量税 車検 3 年の乗用車であっ て、車両重量 1.4 トンの場 合(3 年) 56,700 円
登録等 手数料	○小型船舶の登録等に関す る法律(平成 14 年 4 月施行 予定) ・登録  ○船舶安全法 ・検査	○船舶法 ○滋賀県使用料 および手数料条例 ・船籍票の交付 ・検査  ↓ ○小型船舶の登録等に関す る法律(平成 14 年 4 月施行 予定) ・登録  ○船舶安全法 ・検査	○道路運送車両法 ・登録  ○自動車の保管場所の確保 等に関する法律 ○滋賀県警察関係事務手 数料条例 ・自動車の保管場所の証明 (車庫証明)  ○道路運送車両法 ・検査